

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県人事委員会（以下「実施機関」という。）が第2の2に掲げる文書を特定し、令和6年（2024年）3月6日付け令5人委第250号で行った公文書開示請求の開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和6年（2024年）2月21日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「2月定例会が今月27日召集されるにあたり、来年度の土木職採用に関する〇〇課との協議など全ての文書（メモ含む）なお、令和〇年度上級土木職採用は、例年と比べて極めて少ないものであった。また、新たに入手した警察情報を含むものである。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、以下の5件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和6年（2024年）3月6日付けで、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

〈特定した公文書の件名〉

- ①令和6年1月定例会 議案第2号 令和6年度山口県職員採用試験実施予定について
- ②令和6年度山口県職員採用試験 実施予定
- ③山口県知事から山口県人事委員会委員長あて 令和6年度職員採用大学卒業程度試験（特別枠）の実施について
- ④令和6年2月定例会 議案第5号 令和6年度山口県職員採用大学卒業程度試験（やまぐち型）の実施について
- ⑤令和6年度山口県職員採用大学卒業程度試験（やまぐち型）受験案内

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年（2024年）3月10日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示決定処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 本件処分の妥当性について

職員の採用試験については、任命権者から独立した人事行政の専門機関である実施機関である人事委員会が内容を決定し、実施するものであり、〇〇課との協議事項ではない。その上で、採用試験の募集開始時の採用予定人数については、上記第2の2〈特定した公文書の件名〉③により請求人に開示済みである。よって本件については、関係する全ての公文書が特定されていると認められるため、実施機関の主張は妥当である。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和6年	5月	23日	実施機関から諮問を受けた。	
令和7年	7月	29日	事案の審議を行った	
令和7年	10月	7日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和7年10月7日現在)

※本件事案において、除斥となっている。